○東北地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市由良字由良沢一一番一から同市由良字由良沢三一三番三まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月二十六日

○中部地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市緑区鳴丘一丁目一四一〇番から同市緑区鳴丘一丁目一五〇六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	名古屋市緑区小坂二丁目一〇九番から同市緑区小坂二丁目一二〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	名古屋市緑区鳴海町字明願二三番六から同市緑区鳴海町字明願二三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年十月二十六日

○近畿地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員延長
㈠	一般国道二号	大阪市西淀川区千舟一丁目一番一から同市西淀川区千舟二丁目一一番二まで	前	二七・〇〇～二八・五〇メートル　〇・一六五キロメートル
			後	二七・〇〇～二八・五〇メートル　〇・一六五キロメートル

㈡　道路の区域　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

㈢　道路の区域　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○北海道開発局告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日　北海道開発局長　高松　泰

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
	一般国道二百七十六号	北海道岩内郡岩内町字東山一〇四（成端箱）から同町前田まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
	〃	北海道岩内郡岩内町前田から同郡共和町南幌似まで	〃
	〃	北海道岩内郡共和町南幌似から同町国富まで	〃
二	他の工作物の管理者の氏名及び住所	氏名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　執行役員北海道支社長　西岡　廣明 住所　札幌市中央区北一条西十四丁目六	
三	他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容	「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載	
四	管理の期間	平成二十二年九月八日から本協定の存続する日まで	

○北海道開発局告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日　北海道開発局長　高松　泰

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
	一般国道三十九号	北見市留辺蘂町富士見（成端箱）から同市留辺蘂町富士見まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
	〃	北見市留辺蘂町富士見から同市留辺蘂町厚和まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町厚和から同市留辺蘂町厚和まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町厚和から同市留辺蘂町平里まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町平里から同市留辺蘂町温根湯温泉まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町温根湯温泉から同市留辺蘂町昭栄まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町昭栄から同市留辺蘂町旭まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町旭から同市留辺蘂町旭一区まで	〃
	〃	北見市留辺蘂町旭一区から同市西相内まで	〃
	〃	北見市西相内から同市豊田まで	〃
	〃	北見市豊田から同市美園まで	〃
	〃	北見市美園から同市西三輪（成端箱）まで	〃
	〃	北海道寿都郡寿都町字開進町から同町字矢追町まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
	〃	北海道寿都郡寿都町字矢追町から同町字政泊町まで	〃
	〃	北海道寿都郡寿都町字政泊町から同道島牧郡島牧村字歌島まで	〃
	二百三十一号	北海道増毛郡増毛町雄冬一〇二一番から同町岩老まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
	〃	北海道増毛郡増毛町岩老から同町岩尾まで	〃
	〃	北海道増毛郡増毛町岩尾から同町別苅まで	〃
	〃	北海道増毛郡増毛町別苅から同町中歌まで	〃
二	他の工作物の管理者の氏名及び住所	氏名　KDDI株式会社　札幌エンジニアリングセンター長　愛須　一郎 住所　札幌市中央区北三条西四丁目一番一	
三	他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容	「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載	
四	管理の期間	平成二十二年九月六日から本協定の存続する日まで	